

定 款

(令和4年6月29日改正)

鉄建建設株式会社

鉄建建設株式会社定款（昭和19年2月1日制定）

第1章 総 則

（商号）

第1条 本会社は、鉄建建設株式会社（英文ではTEKKEN CORPORATION）と称する。

（目的）

第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （1）土木、建築その他建設工事全般の請負並びにこれに関する調査、企画、測量、設計、監理、マネジメント及びコンサルティング
- （2）工事用資機材並びにスポーツ施設及びレクリエーション施設に関する機械器具の製造、販売、賃貸、修理及び運搬
- （3）住宅の建設並びに不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定
- （4）都市開発、観光開発その他土地開発並びにこれに関する調査、企画、設計、監理、マネジメント及びコンサルティング
- （5）廃棄物及び建設副産物の収集、運搬、処理及び再利用、環境汚染物質の除去並びにこれらに関する調査、企画、設計、監理、マネジメント及びコンサルティング
- （6）鉄道、道路、港湾、空港、河川、上下水道、庁舎、教育文化施設、廃棄物処理施設、駐車場等の公共施設及びこれらに準ずる施設等の企画、設計、監理、建設、保有、維持管理及び運営
- （7）教育研修施設、宿泊施設、スポーツ施設、レクリエーション施設、健康医療用施設、飲食店等の経営及び賃貸
- （8）事務用品、日用雑貨、繊維製品、スポーツ用品等の販売、修理及び加工
- （9）工業所有権、著作権、ノウハウ等の知的財産権及びコンピュータを利用したソフトウェアの企画、開発、取得、実施許諾及び販売
- （10）生命保険の募集業、損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理店業、自動車運送取扱事業、警備業並びに労働者派遣事業
- （11）建設機械等の中古品の買取り及び販売
- （12）農林水産物の生産、加工及び販売
- （13）発電及び電気、熱等エネルギーの供給
- （14）前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 本会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 本会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 本会社の発行可能株式総数は、29,847,600株とする。

2 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第6条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第7条 本会社の株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第8条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株

主とする。

- 2 前項に定めるほか必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 本会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第14条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は、本会社の議決権を行使することができる株主1名に限る。

- 2 前項の場合において、代理人は、株主総会ごとにその代理権を証明する書面を、本会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 本会社は、取締役15名以内を置く。

(選任方法)

第18条 取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任し、取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、再選を妨げない。

(取締役会の設置)

第20条 本会社は、取締役会を置く。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役)

第22条 本会社は、取締役会の決議によって会社を代表すべき取締役を選定する。

(役付取締役)

第23条 本会社は、取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名を選定することができる。

(相談役)

第24条 本会社は、取締役会の決議によって、相談役を置くことができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 本会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときは、この限りでない。

(社外取締役の責任限定契約)

第26条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第27条 本会社は、監査役5名以内を置く。

(選任方法)

第28条 監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任する。

(任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、再選を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の設置)

第30条 本会社は、監査役会を置く。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(社外監査役の責任限定契約)

第33条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第34条 本会社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該

定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第38条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から3年以内に受領のないときは、
本会社は支払の義務を免れるものとする。

2 前項の金銭には利息を付けない。

(附則)

本定款は、令和4年6月29日から施行する。ただし、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更第14条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。

定 款 変 更 年 月 日

制 定		変 更	
変 更	昭和19年 2 月 1 日		平成元年 6 月 29 日
	同 19年 3 月 1 日		同 3 年 6 月 27 日
	同 19年10月31日		同 6 年 6 月 29 日
	同 21年 4 月 27 日		同 8 年 6 月 27 日
	同 23年 3 月 26 日		同 12年 6 月 29 日
	同 24年 5 月 26 日		同 14年 6 月 27 日
	同 24年11月25日		同 15年 6 月 27 日
	同 25年 1 月 30 日		同 16年 6 月 29 日
	同 25年 3 月 8 日		同 17年 6 月 29 日
	同 25年11月30日		同 18年 6 月 29 日
	同 26年11月12日		同 21年 6 月 26 日
	同 28年 5 月 29 日		同 22年 6 月 29 日
	同 29年 9 月 24 日		同 25年 6 月 27 日
	同 30年12月21日		同 29年10月 1 日
	同 32年 5 月 27 日		令和元年 6 月 27 日
	同 35年 5 月 27 日		同 4 年 6 月 29 日
	同 35年 8 月 20 日		
	同 36年 5 月 30 日		
	同 38年 5 月 30 日		
	同 39年 2 月 1 日		
	同 39年 5 月 29 日		
	同 40年 5 月 28 日		
	同 45年 5 月 29 日		
	同 48年 5 月 29 日		
	同 50年 5 月 29 日		
	同 57年 6 月 28 日		
	同 58年 6 月 29 日		